

セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスのことなら合同労務『こころの健康』相談窓口へ



2020.5 月号

新型コロナウイルスによる厚生年金保険料等の納付猶予制度

日本年金機構のホームページに、厚生年金保険料等の納付猶予について、次のとおり お知らせが出ています。新型コロナウイルスの影響により、厚生年金保険料等を一時に 納付することにより事業の継続等を困難にするおそれがあり、一定の要件に該当する場合、 厚生年金保険料等を分割納付できる仕組みがあります。事業主の方は、納付すべき厚生年金保険料等の 納期限から6月以内に「換価の猶予」の申請ができます。

◆「換価の猶予」の概要

申請要件は、次のすべてに該当することです。

- a 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあること
- b 厚生年金保険料等の納付について誠実な意思を有すること
- c 納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること
- d 換価の猶予を受けようとする厚生年金保険料等より以前の滞納又は延滞金がないこと
- e 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること 換価の猶予が認められた場合は、
- ① 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割して納付することになります。
- ② 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ③ 財産の差押や換価(売却等現金化)が猶予されます。

猶予期間は、原則1年の範囲内で年金事務所が認めた期間となります。

また、災害等によって事業所の財産に相当な損害を受け、厚生年金保険料等の納付が困難となった場合は、事業主の方からの申請に基づき、保険料等の「納付の猶予」を受ける制度があります。詳しくは、下記ホームページをご覧の上、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

【日本年金機構「新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難となった場合の猶予制度について」】

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html



セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスのことなら合同労務『こころの健康』相談窓口へ

新型コロナウイルスに関するQ&A ※厚労省HPより

新型コロナウイルスの感染が全国に広がっています。当事務所では、新型コロナウイルス関連の相談、 問い合わせが増えております。そこで今月号は問い合わせの多い項目について、厚労省が掲載している Q&Aを参考に解説したいと思います。

- ◆新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいか?
 ☆新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合は、休業期間中の休業手当
 (平均賃金の6
 割以上)
 を支払わなければならないとされています。この場合、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象になります。
- ◆労働者が発熱などの症状があるため、自主的に休んでいる場合、休業手当の支払いは必要か?
 - お型コロナウイルスかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休めた場合は、通常の病欠と同様に取り扱って問題ありません。
 - 一方、発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとるなど、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、「使用者の責に帰すべき事由」に該当し、休業手当を支払 う必要があります。
- ◆感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題ないか?
 - 戸年次有給休暇は原則として、労働者の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が 一方的に取得させることはできません。
- ◆パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などの方についても、休業手当の支払いや年次有 給休暇の付与等は必要か?
 - 労働基準法上の労働者であれば、多様な働き方で働く方も含めて、休業手当の支払いや年次有給休暇付与が必要となります。
- ◆新型コロナウイルスに感染した方を休業させる場合はどのようにすべきか?
 - ② 感染し、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、休業手当を支払う必要はありません。なお、健康保険に加入されている方は要件を満たせば、傷病手当金が支給されます。

 ※ 医療機関への受診ができず、医師の意見書を添付できない場合であっても、事業主の証明で申請可能です。
- ◆特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請・指示により、事業を休止し、労働者を休業させる場合、ど のようなことに注意すべきか?
 - ☆特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請・指示により事業を休止し、労働者を休業させる場合であっても、労使がよく話し合って休業中の手当の水準、休業日や休業時間の設定等について、労働者の不利益を回避する努力をする必要があります。

また、労働基準法上の休業の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金が支払った休業手当の額に応じて支払われます。

合同労務•合同労働保険事務組合 https://www.godo.gr.jp/roumu/ 〒730-0051 広島市中区大手町 5-17-13 TEL;082-504-0504, FAX;082-504-0505